



平成 26 年 3 月 3 日

各 位

会社名 あかつきフィナンシャルグループ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 島根 秀明
 (コード番号:8737 東証 2 部)
 問合せ先 取締役執行役員社長室長 川 中 雅 浩
 (TEL 03-6821-0606)

**第三者割当による第 4 回～第 6 回新株予約権
 (行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「T I P・2014 モデル」)
 の発行と新株予約権発行価額の払込完了に関するお知らせ**

当社は、平成 26 年 2 月 14 日開催の取締役会において決議いたしました、ドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする第三者割当による第 4 回～第 6 回新株予約権（行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「T I P・2014 モデル」）の発行と、新株予約権割当価額の総額（1,551,000 円）の払込受領が平成 26 年 3 月 3 日に完了しましたので、お知らせいたします。

本新株予約権発行に関する詳細につきましては、平成 26 年 2 月 14 日付プレスリリース「第三者割当による第 4 回～第 6 回新株予約権の発行および新株予約権買取契約（行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「T I P・2014 モデル」）の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

【ご参考】

※行使許可条項付ターゲット・イシュー・プログラム「T I P・2014 モデル」

この手法は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価（ターゲット価格）を 3 パターン定め、これを行使価額として設定した新株予約権です（下表のとおり）。これは、将来の株価上昇を見越し、3 パターンの行使価額によって、段階的に新株式を発行（ターゲット・イシュー）できることを期待して設定したものです。またドイツ銀行ロンドン支店の権利行使に関しては、当社の行使許可なくして行使できない仕組みになっております。行使許可条項については、一定株数および一定期間の制約を定めており、ドイツ銀行ロンドン支店はこの行使許可の制約の中で権利行使することになります。行使許可については、当社の資金需要および市場環境等を見極めながら判断致します。なお、当社は、行使許可を行った場合、その都度プレスリリースを行います。行使価額は原則としてターゲット価格に固定されますが、1)行使請求期間中に株価が固定行使価額を大幅に上回って上昇した場合、又は 2)緊急の資金需要が発生したときのために、当社は第 6 回新株予約権に関して、行使価額修正に関する選択権を保有しております。ターゲット・イシュー・プログラム「TIP・2014 モデル」の特徴は、行使価額修正選択権が付された第 6 回新株予約権に関しても、当社の選択により行使価額が修正された後も修正後の価額で行使価額が固定されること、すなわちいわゆる Moving Strike Price（当社の株価に連動して日々行使価額が変動すること）にならないことです。また、第 6 回新株予約権に関して当社が行使価額を修正する頻度は 6 ヶ月に 1 度未満であることから、取引所の定める「有価証券上場規程」第 410 条第 1 項および日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する規則」第 2 条第 2 号の定める「MSCB 等」には該当しません。

| | 第 4 回新株予約権 | 第 5 回新株予約権 | 第 6 回新株予約権 |
|--------------|------------|------------|------------|
| 発行数 | 330,000 個 | 330,000 個 | 330,000 個 |
| 発行価額の総額 | 495,000 円 | 462,000 円 | 594,000 円 |
| 発行価額 | 1.5 円 | 1.4 円 | 1.8 円 |
| 行使価額 | 1,700 円 | 1,950 円 | 2,500 円 |
| 「行使価額の修正」の項目 | 無 | 無 | 有 |
| 行使請求期間 | 3 年間 | 3 年間 | 3 年間 |
| 行使許可条項 | 有 | 有 | 有 |

以 上